

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 推 進 方 針

令和元年 1 2 月

市長公室企画課

# 目 次

1	龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針策定の趣旨	2
2	条例に基づく取組状況の確認及び結果	
(1)	確認方法	2
(2)	確認結果	2
3	今後の条例推進のための取組方針	2
4	資料	
(1)	龍ヶ崎市まちづくり基本条例条項一覧	3
(2)	龍ヶ崎市まちづくり基本条例取組状況等確認シート	7

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針策定の趣旨

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」は、龍ヶ崎市を暮らしやすい、より良いまちにするために、市民の主体的なまちづくりへの取組を応援し、市民、議会、執行機関が連携、協力したまちづくりを推進するための規範（最も基本となるルール）を定めるもので、平成26年12月25日に公布され、平成27年9月1日から施行されました。

本市においては、条例の制定以後、市政運営に関して、条例に規定された理念に基づき、市民の方々の参画や協働を積極的に進めてまいりました。

条例第36条では、「社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行う」と規定しています。これは、この条例がそれぞれの時代に応じた市民の思いに対してふさわしいものとなっているかをその都度見つけ直す機会を担保したものです。

現在、条例の施行から4年が経過したことから、条例に基づく様々な施策・事業における取組状況について、現状や課題を整理し、今後の方向性を確認することとしました。また、それらの確認結果を元に、条例の制定理念と市政運営の整合を図り、今後の条例を適切に推進していくことを目的として、本方針を策定しようとするものです。

## 2 条例に基づく取組状況の確認及び結果

### (1) 確認方法

条例の各条単位で、当該条文に関連する施策・事業における「現状及び主な取組」「課題」「今後の方向性」について、各施策・事業の主管課等への調査・ヒアリングをベースに確認を行いました。また、それらの確認結果に基づき、「条文修正の必要性」について、市としての現状での判断を記載しました【龍ヶ崎市まちづくり基本条例取組状況等確認シート（7ページから）参照】。

ただし、条文によっては、理念や趣旨、用語の定義、権利や責務等のみを規定したものもあることから、当該条文については、具体的な確認を行っていません【龍ヶ崎市まちづくり基本条例条項一覧（3ページから）参照】。

### (2) 確認結果

条例の施行からこれまでの間、様々な施策・事業を行ってまいりましたが、条例施行後4年が経過した現段階では、条例の理念と市政運営における大きな離れはなく、条例の理念に沿った取組がなされていると考えます。

また、本市を取り巻く社会経済情勢等を考慮しても、条文修正の必要性があるとした結果はないことから、現段階で市として条例の改正等の必要性はないものとします。

ただし、「今後の方向性」において、施策・事業の内容の細かな修正、見直し等の必要性に言及されているものがありました。

## 3 今後の条例推進のための取組方針

今回の条例の取組状況の確認では、全体として大きく条例の修正や見直しを行う必要性はないものとされましたが、条例に基づく一部の施策・事業において、是正すべき事項もみられたことから、これら事項については、早期の対応を行ってまいります。

今後もより一層、この条例に規定されているもの全てが、この条例の理念や趣旨を当然のこととして理解し、実践ができるような「市民が誇れる魅力あるまちづくり」を目指してまいります。

## 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 条項一覧

条文	取組状況等の確認
<p><b>前文</b></p> <p>私たちのまち龍ヶ崎は、都心への通勤・通学圏にあるとともに、白鳥の憩いの場となっている牛久沼や小貝川などの水環境、緑豊かな田園風景、台地に広がる森林など、私たちに安らぎと潤いを与える水と緑に恵まれた豊かな自然を有しています。</p> <p>その自然環境の中で育まれた歴史と文化は、関東以北で最古の多宝塔に代表される歴史的遺産や関東三奇祭の一つとも呼ばれ、まちの人々に支えられ、400年の時を刻んできた撞舞などの郷土芸能を創出してきました。</p> <p>私たちは、先人たちが英知とたゆまぬ努力により守り続けてきた自然と培われてきた伝統文化を受け継ぎながら、愛着を持って、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちを創造し、未来を担う次世代へ責任を持って引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識し、市政及び地域の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、人と人とのつながりと地域のきずなを大切に、様々な価値観を互いに認め合い、信頼関係を高めながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>ここに私たちは、まちづくりを行うための基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市民であることを誇りに思える魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。</p>	<p>※ 条例の制定理念を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。</p>
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 この条例は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割、責務等及び市政運営の基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>※ 条例の制定目的を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。</p>
<p><b>(条例の位置付け)</b></p> <p>第2条 この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範であり、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。</p>	<p>※ 条例の基本的考え方を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。</p>
<p><b>(定義)</b></p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する個人（以下「住民」という。）</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する個人</p> <p>ウ 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体</p> <p>エ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。</p> <p>(4) まちづくり 市民が幸せに暮らせるより良いまちを創るための取組及び活動をいう。</p> <p>(5) 地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。</p>	<p>※ 条例における用語の定義を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。</p>
<p><b>第2章 まちづくりの基本理念</b></p> <p>第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 前項の協働によるまちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。</p> <p>(1) 市政に関する情報を相互に共有すること。</p> <p>(2) 市民の参加を基本に市政運営が行われること。</p> <p>(3) お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。</p>	<p>※ 条例の制定趣旨に基づき市のまちづくりの基本理念を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。</p>

条文		取組状況の確認
第 3 章  ま ち づ く り の 担 い 手	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政の情報を知る権利を有する。</p>	※ 市民の権利を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	<p>(市民の役割と責務)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p> <p>4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮するものとする。</p>	※ 市民の役割と責務を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	<p>(こどものまちづくりへの参加)</p> <p>第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手である子どもを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。</p>	【確認シートP. 7】 こどものまちづくりへの参画の推進
	<p>(地域コミュニティの役割)</p> <p>第8条 地域コミュニティは、地域に関わる多様な主体と連携及び協力を図り、地域の特性をいかした様々な活動を通じて、安心で安全な住みよい地域社会づくりに努めるものとする。</p>	【確認シートP. 8】 「共助」の担い手の一つである地域コミュニティ活動の積極的な推進
	<p>(地域コミュニティ活動の推進)</p> <p>第9条 市民は、地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。</p>	
	<p>(地域コミュニティへの支援)</p> <p>第10条 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	【確認シートP. 9】 地域コミュニティ活動の促進のための必要な支援の実施
	<p>(議会の役割と責務)</p> <p>第11条 議会は、市の意思決定機関として、政策形成機能の充実に努めるとともに、執行機関の行財政運営、事務処理及び事業の実施が適正かつ効率的に行われているか監視する機関として、その役割を果たし、市民の意思が市政に反映されるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会に対する市民の関心を高めるよう、開かれた議会運営に努めるものとする。</p>	【確認シートP. 10】 適正かつ市民に「開かれた」議会の運営
	<p>(議員の役割と責務)</p> <p>第12条 議員は、住民の代表者として、住民の意見を積極的に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。</p>	※ 議員の個人活動を規定したものであることから、具体的な確認は行わない。
	<p>(市長の役割と責務)</p> <p>第13条 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上のため、市民の負託に応え、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。</p> <p>2 市長は、市政運営に当たっては、自らの考えを市民に明らかにするとともに、市民の意見を十分に反映させるものとする。</p>	【確認シートP. 11】 市長の公正かつ誠実な市政運営並びに市民への情報発信及び市民の意見聴取の積極的な推進
	<p>(執行機関の役割と責務)</p> <p>第14条 執行機関は、所掌事務を自らの判断及び責任において、これを公正かつ誠実に処理しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市長の総合的な調整の下、相互の連携及び協力を図りながら、市民の参加及び協働を基本とした市政運営を推進しなければならない。</p>	【確認シートP. 12】 執行機関の公正かつ誠実な事務処理並びに市民の参加及び協働を基本とした市政運営の推進
<p>(職員の役割と責務)</p> <p>第15条 市の職員（以下「職員」という。）は、市民福祉の向上のため、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市を取り巻く環境に的確に対応するため、積極的に知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p>	【確認シートP. 13】 職員の公正かつ誠実な職務遂行並びに積極的な知識習得及び能力向上の推進	

条文		取組状況の確認
第4章 情報共有	<p><b>(情報共有)</b></p> <p>第16条 議会及び執行機関は、それぞれの保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有に努めなければならない。</p>	【確認シートP. 14】 保有する情報の積極的な提供と情報公開の推進
	<p><b>(個人情報の保護)</b></p> <p>第17条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。</p>	【確認シートP. 15】 保有する個人情報の適切な管理及び運用
第5章 参加	<p><b>(参加の促進)</b></p> <p>第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。</p>	【確認シートP. 16】 市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備
	<p><b>(参加の方法)</b></p> <p>第19条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。</p>	【確認シートP. 17】 市民の市政への参加を推進するための積極的な取組の推進
	<p><b>(意見への対応)</b></p> <p>第20条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	【確認シートP. 18】 市民の参加によって得られた意見への市政への反映及び適切な公表
	<p><b>(附属機関への参加)</b></p> <p>第21条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。</p>	【確認シートP. 19】 市民の意見をより多く市政に反映させるための附属機関への市民の参加
	<p><b>(住民投票)</b></p> <p>第22条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定める。</p> <p>3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	【確認シートP. 20】 住民投票の結果の尊重
第6章 市政運営	<p><b>(最上位の計画に基づく市政運営)</b></p> <p>第23条 市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画（以下「最上位の計画」という。）を財政見通しを踏まえた上で定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長は、最上位の計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	【確認シートP. 21】 最上位計画に基づく市政運営及び市民への公表の推進
	<p><b>(行政改革)</b></p> <p>第24条 市長は、効率的な市政運営を図るため、行政改革に関する計画を定め、行政改革を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、行政改革に関する計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	【確認シートP. 22】 行政改革に関する計画の策定及び推進並びに市民への公表の推進
	<p><b>(財政運営)</b></p> <p>第25条 市長は、柔軟で持続可能な財政構造を構築するため、財政運営の基本方針を定め、健全な財政運営を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、最上位の計画を踏まえて予算を編成し、執行しなければならない。</p> <p>3 市長は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公表することにより、その説明責任の向上に努めなければならない。</p>	【確認シートP. 23】 持続可能で健全な財政運営の推進及び市民への公表の推進
	<p><b>(行政評価)</b></p> <p>第26条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営の実現を図るため、行政評価を実施し、評価結果を施策等に適切に反映させるよう努めるとともに、その内容を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	【確認シートP. 24】 効果的かつ効率的な市政運営のための行政評価の推進及び市民への公表の推進

条文		取組状況の確認
	<p><b>(行政手続)</b></p> <p>第27条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に資するため、執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続に関し共通する事項を定めなければならない。</p>	<p>【確認シートP. 25】</p> <p>適切な行政手続による事務執行</p>
	<p><b>(説明責任)</b></p> <p>第28条 執行機関は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p>	<p>【確認シートP. 26】</p> <p>政策立案から実施、評価に至るまでの過程の市民への公表の推進</p>
	<p><b>(政策法務)</b></p> <p>第29条 執行機関は、市民のニーズ及び行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、法令の解釈及び運用を自主的かつ適正に行うとともに、必要な条例等の整備を行うものとする。</p>	<p>【確認シートP. 27】</p> <p>市民ニーズ、行政課題等への対応のための主体的な法令運用の推進</p>
	<p><b>(危機管理)</b></p> <p>第30条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。</p> <p>3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。</p>	<p>【確認シートP. 28】</p> <p>危機管理体制の整備並びに地域との連携協力による「自助」「共助」の取組の推進</p>
	<p><b>(法令遵守及び公益通報)</b></p> <p>第31条 執行機関は、職員の職務の遂行に係る法令等の遵守及び倫理の徹底を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員等の公益通報に関する事項を定めなければならない。</p>	<p>【確認シートP. 29】</p> <p>職員の法令遵守意識の醸成及び公益通報制度の実施</p>
	<p><b>(組織体制)</b></p> <p>第32条 執行機関は、効率的かつ機能的で、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応し、かつ、相互の連携が保たれるよう、内部組織を編成するものとする。</p>	<p>【確認シートP. 30】</p> <p>効率的かつ機能的で相互に連携が保つことができる内部組織の編成</p>
	<p><b>(要望等への対応)</b></p> <p>第33条 執行機関は、市民の市政に対する要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の信頼を確保するとともに、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。</p>	<p>【確認シートP. 31】</p> <p>市政に対する要望等への適切な対応</p>
第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	<p><b>(国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力)</b></p> <p>第34条 執行機関は、共通する課題を解決し、市民により良い公共サービスを提供するため、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【確認シートP. 32】</p> <p>国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力の推進</p>
	<p><b>(国際社会における連携及び協力)</b></p> <p>第35条 執行機関は、平和、人権、文化、教育、環境等の幅広い分野において、国際社会における連携及び協力を努めなければならない。</p>	<p>【確認シートP. 33】</p> <p>国際社会との連携及び協力の推進</p>
第8章 条例の検討及び見直し	<p>第36条 議会及び執行機関は、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>【確認シートP. 34】</p> <p>まちづくり基本条例の検討及び見直しの実施</p>

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第7条（こどものまちづくりへの参加）
概 要	こどものまちづくりへの参画の推進

## 2 現状及び主な取組

各種審議会やワーキング会議，ワークショップなどにおいて高校生や大学生が参加できるような体制づくりを行っている。

また，教育委員会では，地域と連携して小中学生が社会活動や地域貢献活動を通じてまちづくりへの参画への手法を学ぶとともに，教育の日のイベント等で市民へ向けて発表を行う等の取組を行っている。

さらに，議会においては，議場を開放し「子ども議会」を開催し，議論する等，まちづくりへの参加型の取組を実施している。

## 3 課 題

多くの子どもたちにまちづくりへの参画を促すような取組をもっと増やしていき，裾野を広げていく必要がある。

## 4 今後の方向性

現状で実施している取組については，引き続き実施していくとともに，市内の各学校（小・中・高・大）との連携をさらに強化し，積極的なこどもの市政参画が促せるように取組を強化していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第8条（地域コミュニティの役割）、第9条（地域コミュニティ活動の推進）
概 要	「共助」の担い手の一つである地域コミュニティ活動の積極的な推進

## 2 現状及び主な取組

住民の自治活動を一層活発化させ、住民同士のつながりを深めるとともに、地域の課題を地域で解決できるよう地域コミュニティの形成推進に平成25年から取り組んでおり、令和元年5月に13地区全てに地域コミュニティ協議会が設置された。

### <地域コミュニティ協議会の設立状況>

龍ヶ崎地域コミュニティ協議会	H25.4	八原まちづくり協議会	H26.4
龍ヶ崎西コミュニティ協議会	H25.4	大宮ふるさと協議会	H27.4
北文間コミュニティ協議会	H25.4	久保台小学校区わくわく協議会	H28.5
川原代ふれあい協議会	H25.4	長戸コミュニティ協議会	H28.5
馴柴まちづくり協議会	H25.5	馴馬台地域ひなっこ協議会	H30.6
長山地域コミュニティ協議会	H25.5	松葉小学校区協議会	R元.5
城ノ内コミュニティ協議会	H25.6		

### <主な取組>

各地域コミュニティ協議会では、防犯・防災、健康や福祉、環境美化など、地域の課題により様々な活動を行っている。

## 3 課 題

設立から6年が経過した地域コミュニティ協議会もあり、設立当初から役員を継続するなど後継者の育成や若年層が参加しやすい環境づくりが課題となっている。また、地域での防犯・防災活動の取組は活発に行われているものの、高齢者の見守り活動など、地域福祉の取組が十分とはいえない。

## 4 今後の方向性

引き続き、地域コミュニティ活動を推進しつつ、後継者の育成や若年層の参加しやすい環境づくりについて検討を行っていく。また、活動内容についても従来よりイベント等の交流事業が中心となっているが、今後の少子高齢化の一層の進展も見据え、地域課題の解決につながる活動の促進を図る。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第10条（地域コミュニティへの支援）
概 要	地域コミュニティ活動の促進のための必要な支援の実施

## 2 現状及び主な取組

地域コミュニティ協議会には、補助金の交付や地域担当職員の配置など、財政的かつ人的な支援を行うほか、市内各コミュニティセンターが事務局を担当し、支援しているところである。

また、担当課であるコミュニティ推進課も、会議や行事に出席しており、地域コミュニティ活動の把握に努め、必要に応じて助言などを行っている。

## 3 課 題

地域コミュニティ補助金は、活動を支える税源として活用されているが、活動内容は従来からの交流（イベント）事業が中心となっている。

地域担当職員については、地域コミュニティ活動への助言やサポートよりもイベント運営スタッフとして必要とされている傾向にある。また、日常の業務も増えている中、土日の会議やイベントに参加するため、疲弊の声が高まっている。

## 4 今後の方向性

地域コミュニティ協議会に係る課題としては、当初の「どのように設立するか」から、今後は「持続可能な運営」へと次の段階へととなっている。

特に地域担当職員制度は、職員の通常勤務が多忙であることや、働き方改革の視点からも制度の見直しが必要と考えられる。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第 1 1 条（議会の役割と責務）
概 要	適正かつ市民に「開かれた」議会の運営

## 2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市議会基本条例」第 2 条第 1 項の規定により、議会は、公正性、透明性及び公開性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこととなっている。また、同条例第 6 条の規定により、議会は、市民への説明責任を果たすため、年 1 回以上の議会報告会を開催し、積極的に市民との意見交換を行うこととなっている。

### <主な取組>

- ・ 議会の様子を、Y o u t u b e でライブ配信及び録画配信し、傍聴に来られない方への利便性の向上を図るとともに、年 4 回、議会だよりを発行し、市民に対して積極的に情報公開を行った。
- ・ 「議会報告会・意見交換会」を、平成 2 8 年度以降、年 1 回（H28. 5. 8, H29. 10. 21, H30. 10. 13, R1. 11. 17）開催し、議会での審議内容を直接市民に報告し、意見を交換する場を設けた。
- ・ 市民に議場を身近に感じていただく、議会に興味を持っていただくことを目的に、「議場コンサート」を、定例会の開会日（H30. 6. 5, R1. 9. 3）にあわせて開催した。
- ・ 令和元年第 2 回（9 月）定例会から、議会の日程を一般質問受付最終日の翌日に前倒して、ホームページなどで公開した。

## 3 課 題

議会の傍聴者、議会報告会・意見交換会の参加者に、若年層が少なく、特定の市民に限られる傾向がみられる。

## 4 今後の方向性

より多くの市民が議会に興味を持ち、議会活動に参加できるよう、その機会を創出するとともに、広く周知していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第13条（市長の役割と責務）
概 要	市長の公正かつ誠実な市政運営並びに市民への情報発信及び市民の意見聴取の積極的な推進

## 2 現状及び主な取組

### <かたらい広場の実施>

龍ヶ崎市かたらい広場実施要綱に基づき、平成26年度から実施。5人以上の市民又は市内通勤・通学者等により構成されるグループと意見交換会を実施

【実績】かたらい広場実施件数：平成29年度（1件）平成30年度（6件）令和元年度（1件※11月末現在）

### <地域コミュニティと市長との意見交換会の実施>

タウンミーティングを母体として、平成25年度から実施

【実績】意見交換会実施件数：平成29年度（2件）平成30年度（1件）令和元年度（1件※11月末現在）

### <インターネット市政モニターの活用・市長との意見交換会の実施>

平成24年度に、龍ヶ崎市インターネット市政モニター設置要綱に基づき、インターネットを通じて意見を聴取する龍ヶ崎市インターネット市政モニター（愛称：Webモニ）を設置。モニターは200人程度とし、2年に1回モニターを改選。また、平成25年度からモニターとの意見交換会を実施。

#### 【実績】

- ・ インターネットアンケート実績：平成29年度（4件）平成30年度（3件）令和元年度（3件※11月末現在）
- ・ 意見交換会出席者数：平成29年度（10人）平成30年度（9人）令和元年度（7人）

## 3 課 題

かたらい広場については、多種多様な団体からの申込みがあるが、特定のグループや団体等の利用頻度が高い傾向がある。また、地域コミュニティとの意見交換会は、テーマの設定や参加者の調整を含め、地域コミュニティ内部の調整が負担となっており、申込数が減少傾向にある。さらに、インターネット市政モニターは、市政に関心があり、かつ多様な職業、年齢層の市民からの意見がインターネットを通じて手軽に聴取でき、有用な制度であるが、市内のアンケート利用率が低い。

## 4 今後の方向性

市民及び地域コミュニティの市政への参加促進を図るため、引き続き、コミュニティ協議会等に対し、センター長会議での案内等を通じて、制度や意見交換会の実施を広く呼び掛けていく。

また、市内においては、各課等に、インターネット市政モニターを通じたアンケート実施の有効性について周知し、利用促進を図っていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第14条（執行機関の役割と責務）
概 要	執行機関の公正かつ誠実な事務処理並びに市民の参加及び協働を基本とした市政運営の推進

## 2 現状及び主な取組

地域の課題や社会的課題の解決手法の一つとして、市民と、市がそれぞれ持つ知識や創造力を活かした連携・協力の下、協働で事業に取り組むことを目的に、その役割分担について提案をいただく制度として、平成23年度より協働事業提案制度を開始している。

本制度の適用には、龍ヶ崎市市民協働推進委員会において審議し、同委員会で採択された提案を市長に提言の上で、事業化を決定している。

<市民提案型協働事業（平成25年度より）>

- 平成25・27・28年度：龍ヶ崎グリーン・ツーリズム（アグリツーリズム）のための人材育成と組織化事業
- 平成27・28年度：映像アーカイブによる街づくり
- 平成27・28年度：竜ヶ崎線実物大ダンボールSL制作及び展示
- 平成28年度：脳活らくらくゲームの普及
- 平成29～令和元年度：芝桜によるたつのこ山美観創出事業

<行政提案型協働事業（平成25年度より）>

- 平成25年度：龍ヶ崎ブランド推進「米粉スイーツコンテスト」の開催
- 平成30年度：休耕地を活用した ひまわり迷路&ひまわり油づくり

## 3 課 題

提案件数が変動しており、減少傾向にある。特に行政提案型協働事業としての提案がなく、各課等からテーマ募集をしてもらうための見直しが必要と考える。

## 4 今後の方向性

協働事業として提案された事業が申請年度内に実施可能な事業については、当該年度に事業を実施できることになっており、当該年度に事業を実施するため、提案事業として、市民団体、担当課、関係機関との調整を十分に行うことが困難であったことから、翌年度以降に実施することに改正する。

また、市民協働推進委員会のメンバーで結成した協働事業調査研究会により、協働事業の認識や考えを市民団体及び市職員対象にアンケート調査を実施。調査結果を分析し、今後の制度運用にフィードバックする。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第15条（職員の役割と責務）
概 要	職員の公正かつ誠実な職務遂行並びに積極的な知識習得及び能力向上の推進

## 2 現状及び主な取組

### <人事評価制度の適正な運用>

平成18年4月より試行導入，平成23年度から勤勉手当の処遇に反映。地方公務員法改正（平成28年4月1日施行）により人事評価を人事管理（任用，給与，分限その他）の基礎として活用，勤勉手当に加えて昇給への処遇にも反映（平成28年度～）

### <職員研修>

社会環境の大きな変化の中，高度化かつ複雑多様化する行政事務に対応する機会として実施。職場外研修の研修体系を階層別研修・専門研修・実務研修・特別研修と区分し知識習得及び能力向上に努めている。

【階層別研修】職員としての基本的知識，技能向上及び態度変容を図り，系統的に行う研修（新任職員研修・管理者研修等）

【専門研修】各職場における専門分野での知識・技能等を高める研修

【実務研修】日常の事務処理上特に必要とされる事項について，直接担当課等の講師より実践的な内容で講義を受けることにより，的確かつ効率的な実務能力を養う（茨城県・つくば市）

【特別研修】日常業務遂行に当たり，幅広い知識や教養を身に付けるため，特に必要な科目を取り上げ，職員自身の知識・高揚を図り，職務の推進を図る（ファシリティ研修・タイムマネジメント研修・キャリアデザイン研修 等）

- ・ 平成30年度より自主的な研修受講機会を拡大する目的の予算を確保し，自治体の取り巻く環境の変化に対応できる人材育成を目指している。

## 3 課 題

人事評価制度の重要度が一層と増す中，公平・公正な制度運用が求められるため引き続き評価者のスキル向上と事務負担軽減に努めることが必要である。また，会計年度任用職員制度の創設により，常勤職員（正職員）に準じた研修体系の整備が求められる。

## 4 今後の方向性

長期的な視点に基づく人材育成基本計画を策定し，社会環境の変化に敏感に対応できる人材を育成するための体制を整えていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第16条（情報共有）
概 要	保有する情報の積極的な提供と情報公開の推進

## 2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市情報公開条例」の規定に基づき、市民の市政参加による開かれた市政を実現し、開かれた市政を実現するため、適切な情報公開制度の運用を図っている。

<同条例第13条の規定に基づく審査会の開催>

毎年度定期的に、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、情報公開制度の運用状況等の報告、審議等を行っている。

【平成28年度】（請求）17件：うち（公開）2件，（部分公開）14件，（非公開）1件

（申出）16件：うち（公開）3件，（部分公開）13件，（非公開）0件

【平成29年度】（請求）11件：うち（公開）1件，（部分公開）9件，（非公開）1件

（申出）31件：うち（公開）11件，（部分公開）9件，（非公開）11件

【平成30年度】（請求）22件：うち（公開）4件，（部分公開）18件，（非公開）0件

（申出）25件：うち（公開）5件，（部分公開）16件，（非公開）4件

<行政情報の積極的な公表>

平成25年2月1日から「龍ヶ崎市行政情報の公表等の推進に関する指針」に基づき、附属機関以外の会議資料や市民からの要望等への回答等についても、閲覧やホームページへの掲載等、積極的な公表に努めている。

## 3 課 題

情報公開制度については、地方自治体ごとに対応に差異が生じているため、整合が図れていない。

（例）請求対象者：本市では請求権を有するものは市民に限定しており、それ以外は任意的申出で対応している。

※ 他自治体においては、「何人も請求することができる」との規定しているところもある。

## 4 今後の方向性

引き続き、情報公開制度の差異について、現状の把握等に努めていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第17条（個人情報の保護）
概 要	保有する個人情報の適切な管理及び運用

## 2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市個人情報保護条例」の規定に基づき、個人情報及び特定個人情報の適切な取扱いを確保し、市民の権利利益の保護をするため、適切な個人情報保護制度の運用を図っている。

<同条例第25条の規定に基づく審査会の開催>

毎年度4回、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、個人情報保護制度の運用状況等の報告、審議等を行っている。

【平成28年度】（請求）21件：うち（承認）5件，（部分承認）15件，（非承認）1件

【平成29年度】（請求）47件：うち（承認）10件，（部分承認）33件，（非承認）4件

【平成30年度】（請求）22件：うち（承認）3件，（部分承認）17件，（非承認）2件

## 3 課 題

家族構成の変化等の社会情勢の変化に伴い、様々な形態での第三者請求の申し出が増加しており、現在は個別に対応を行っていることから、事務処理に時間を要するケースがある。

## 4 今後の方向性

個人情報保護制度は、地方自治体が独自に条例を定めていることによる運営のばらつきが生じており、国では制度の統一化を図るべく懇談会を設置して検討をはじめている。今後は、国の動向を注視していく必要がある。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第18条（参加の促進）
概 要	市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備

## 2 現状及び主な取組

市民活動への参加を促進するものとして、市指定活動への参加・協力者に対して「まちづくり・ポイントシール」を配布している。近年の査定枚数は、次のとおり。

- ・ 平成28年度：63,804枚
- ・ 平成29年度：65,510枚
- ・ 平成30年度：67,955枚

その査定枚数は、年々増加傾向にある。

### <主な取組>

まちづくり・ポイントシールは、大人を対象に、市内公共施設の利用券等の交換メニューが中心であったが、これに加えて、新たに小中学生対象の小口メニュー（5ポイント）を設定し、こどもの市民活動への参加促進を図っている。なお、取組初年度（平成30年度）には、500件以上の申し込みがあった。

## 3 課 題

現在のポイントシール配布先は、既に活発に取り組んでいる団体の参加者・協力者への報償的な位置付けとなっていることが少なくない。

## 4 今後の方向性

市民活動への新規参加者や初心者への参加を促進するための制度の在り方について、改めて検討の上、既存制度の改良や新制度の構築等への着手が考えられる。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第19条（参加の方法）
概 要	市民の市政への参加を推進するための積極的な取組の推進

## 2 現状及び主な取組

### <パブリックコメントの運用状況>

平成17年制定の龍ヶ崎市パブリックコメント手続要綱に基づき、条例や基本的な計画等の策定時にはパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取するとともに、意見への市の考え方を公表している。

【実績】パブリックコメント実施件数：平成29年度（4件）平成30年度（5件）令和元年度（0件※11月末現在）

### <市長への手紙の運用状況>

市長への手紙については、3つの方法で市民の意見を聴取している。

- ・ 料金後納郵便はがきを主な公共施設やコミュニティセンター等へ設置
- ・ 年1回広報紙にとじ込み封筒を掲載
- ・ 市公式ホームページに投稿フォームを掲載

【実績】市長への手紙受付件数：平成29年度（190件）平成30年度（151件）令和元年度（128件※11月末現在）

### <地域コミュニティと市長との意見交換会の運用状況>

タウンミーティングを母体として、平成25年度から実施。

【実績】意見交換会実施件数：平成29年度（2件）平成30年度（1件）令和元年度（1件）

## 3 課 題

パブリックコメントの運用については、設置場所、公表期間、公表方法等を含め、適正に運用されている。市長への手紙については、ホームページに各課等への問合せフォームが設置され、直接担当課等への問合せが可能となったため、やや減少傾向にある。また、回答の際、市長決裁等の手続を経るため、回答までの期間が長くなる傾向がある。さらに、地域コミュニティとの意見交換会は、テーマの設定や参加者の調整を含め、地域コミュニティ内部の調整が負担となっており、申込数が減少傾向にある。

## 4 今後の方向性

パブリックコメント制度については、今後も、様々な媒体を通じて、条例や計画策定時の意見聴取の機会を周知していく。

市長への手紙については、今後もできるだけ多くの場所へ設置するほか、広報紙への掲載などを行い、意見聴取の機会を広げるとともに、なるべく回答までの期間を短くできるよう、可能なかぎり事務の短縮化を図っていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第20条（意見への対応）
概 要	市民の参加によって得られた意見への市政への反映及び適切な公表

## 2 現状及び主な取組

### <パブリックコメントの公表状況>

パブリックコメントを行った案件については、広報紙に結果（意見提出人数・件数）を公表するとともに、結果の詳細（市の考え方を含む。）について、本庁舎や出張所、コミュニティセンター等の主な公共施設及び市公式ホームページで公表している。

【実績】パブリックコメント実施件数：平成29年度（4件）平成30年度（5件）令和元年度（0件※11月末現在）

### <市長への手紙の公表状況>

回答した案件については、公表に不適切なものを除き、市公式ホームページにおいて、「これまで寄せられた主なご意見とその回答」として公表している。

【実績】HP公表件数：平成29年度（95件）平成30年度（52件）令和元年度（46件※11月末現在）

### <地域コミュニティと市長との意見交換会の公表状況>

中核的な地域コミュニティとの市長との意見交換会については、開催日時とテーマについて、市公式ホームページで公表している。

【実績】意見交換会実施件数：平成29年度（2件）平成30年度（1件）令和元年度（1件）

## 3 課 題

パブリックコメントについては、結果について適切に公表がされているが、インターネット環境がない場合は、結果の詳細情報を得るには、施設に出向く必要がある。また、市長への手紙の公表においては、個人情報が含まれる場合、公表を希望しない場合、個人的な案件や不適切な内容の場合は公表できないため、全ての案件を公表できず、一部修正が必要な場合もある。さらに、広報紙での公表の要望もあるが、紙面スペース等の都合上、掲載できていない。

## 4 今後の方向性

パブリックコメントについては、今後も要綱に基づき、適切な公表を行っていく。

市長への手紙の公表については、市への問合せをする際に有用であると思われるので、個人情報の取扱いに十分注意し、市公式ホームページでの公開を引き続き行っていく。

地域コミュニティとの意見交換会についての公表については、市公式ホームページで開催実績等のみの公表を継続して行っていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第21条（附属機関への参加）
概 要	市民の意見をより多く市政に反映させるための附属機関への市民の参加

## 2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市附属機関等の取扱いに関する要綱」第5条第1項の規定により、市民公募の委員を該当する附属機関の委員の20パーセント以上となるように努めている。また、原則市民公募の委員が附属機関の委員として選任させるようにしている。

<市民公募の委員がいる附属機関の委員の数（現数）及び割合（毎年6月1日現在）>

【平成29年度】委員定数計372人，市民公募委員数計74人，市民公募の割合19.89%

【平成30年度】委員定数計352人，市民公募委員数計72人，市民公募の割合20.45%

【令和元年度】委員定数計365人，市民公募委員数計74人，市民公募の割合20.27%

<主な取組>

りゅうほー及び市ホームページ等への市民公募募集記事の掲載，各コミュニティセンターへの応募チラシの掲出，附属機関委員の選任状況の確認（年1回おおむね6月基準），各附属機関所管課との選任に係る調整

## 3 課 題

市民公募の委員への応募が特定の市民に限られる傾向がみられ，同時に，市民公募の委員も特定の市民に偏っている場合がある。また，若年層の委員が少ない等，年齢層の偏りもみられる。

## 4 今後の方向性

より多くの市民に附属機関への参加を募るため，市民公募のあり方，募集方法等の検討を行っていく。また，若年層の参加を促進するために，市内の中学校，高等学校，大学等との連携を強化し，若年層が参加しやすい体制を整えていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第22条（住民投票）
概 要	住民投票の結果の尊重

## 2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」制定以後、同条例第22条の規定に基づく住民投票の実施はない。

※ なお、平成27年にJR佐貫駅駅名改称に係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求があり、同年10月13日の市議会臨時会において否決

## 3 課 題

実施例がないことから、現状としての課題は認識していない。

## 4 今後の方向性

住民投票の必要が生じた場合は、「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」第22条の規定に基づく住民投票の執行について適切に対応していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第23条（最上位の計画に基づく市政運営）
概 要	最上位計画に基づく市政運営及び市民への公表の推進

## 2 現状及び主な取組

当市の最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」（第1次：平成24年度～平成28年度，第2次：平成29年度～令和3年度）に基づき，各年度，実施計画である「アクションプラン」を策定し事業を行っている。

また，事業の成果については，年度終了の翌年度9月をめどに，「成果報告書」を調整し，議会へ報告し，かつ，一般の閲覧に供し，ホームページへの掲載を行っている。

## 3 課 題

戦略プラン及びアクションプランに基づき各事務事業を執行しているが，本来PDCAサイクルにより事業計画・運用・検証・見直しを行っていくうち，事業検証の基礎資料となる「成果報告書」の作成において，事務事業数の増加に伴い，各課等におけるシート作成への手間が増大し，事業執行の支障となっているケースがある。

## 4 今後の方向性

「アクションプラン」作成時に，PDCAサイクルの「チェック」及び「アクション」の部分が適切に運用できるよう留意する必要があるため，各課等の状況も踏まえながら，「アクションプラン」を策定していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第24条（行政改革）
概 要	行政改革に関する計画の策定及び推進並びに市民への公表の推進

## 2 現状及び主な取組

「第6次行政改革大綱・後期アクションプラン（平成25年度～平成28年度）」及び「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（平成29年度～）」に位置付けられた行政改革を推進する施策・取組等に基づき、行政改革に取り組んでいる。

本計画の進行管理は、市長を本部長とする行政経営推進本部と学識経験者や公募市民などで構成する行政経営評価委員会で行い、その結果を市公式ホームページや各コミュニティセンターなどで毎年公表している。

## 3 課 題

働き方改革やICTの進展に伴う新しい技術開発など、本市を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズ等に対応した行政改革の取組を推進していくことが必要である。

## 4 今後の方向性

社会経済情勢等の変化に対応するとともに、将来において安定した行財政運営を維持し、質の高い行政サービスを継続して提供していくため、引き続き不断の行政改革への取組を推進していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第25条（財政運営）
概 要	持続可能で健全な財政運営の推進及び市民への公表の推進

## 2 現状及び主な取組

平成24年度に、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な地域経営を確保するため「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を策定した。また、同条例施行規則に規定された「中期財政計画」を策定し、財政力の強化に取り組んでいる。

予算編成における政策的経費・投資的経費等の要求は、中期事業計画に位置付けた事業のみとしており、ふろさと龍ヶ崎戦略プランの重点戦略を念頭に予算の重点化を図っている。

また、財政情報の公表の観点から予算編成過程を節目で公表するなど透明化・可視化に努めている。

<主な取組>

- ・ 龍ヶ崎市第2次中期財政計画（平成29年度～令和3年度）の策定
- ・ 毎年度財政収支見通しを公表（年2回）
- ・ 予算編成過程等、財政情報の公表

## 3 課 題

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、市税収入を主とした歳入環境の厳しさが増す中、社会保障関係費の増加や老朽施設の更新などの財政需要への対応が喫緊の課題である。

## 4 今後の方向性

少子高齢・人口減少社会に対応するため、中期財政計画に位置付ける財政力強化の取組を推進し、持続可能な財政構造に転換させていく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第26条（行政評価）
概 要	効率的かつ効果的な市政運営のための行政評価の推進及び市民への公表の推進

## 2 現状及び主な取組

毎年度、7～8月頃までに、前年度の各課等における事業評価である「成果報告書」を作成し、それを踏まえ「事務事業評価書」を作成している。これらの資料については、毎年度、各課等の長で構成する「龍ヶ崎市行政経営推進会議」及び庁議メンバーで構成する「龍ヶ崎市行政経営推進本部」による審議を経て、「龍ヶ崎市行政経営評価委員会」に付議し、外部有識者の意見を踏まえ修正等を行い、毎年度の行政評価を行っている。

また、これらの資料については、議会への報告後、一般の閲覧に供し、かつ、ホームページへの掲載を行っている。

## 3 課 題

「事務事業評価」を行う際に、各評価項目への評価の方法について、年度ごとの差異が生じており、各年度の評価結果にブレが生じている可能性がある。

## 4 今後の方向性

「事務事業評価」における評価方法について、統一化を図り、当該方法に従った評価が行えるような体制を整備していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第27条（行政手続）
概 要	適切な行政手続による事務執行

## 2 現状及び主な取組

国の行政手続法の趣旨にのっとり、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導、届出等の手続に関して共通する事項を定める「龍ヶ崎市行政手続条例」を制定し、運用している。また、各課等における手続を洗い出し、全課等において事務処理に係る標準的な基準を作成している。

## 3 課 題

上記各課等の基準が制定から相当年数が経過しており、新たな事務や見直しが必要な事務が出てきている。

## 4 今後の方向性

各課等における事務処理に係る標準的な基準の見直しを検討していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第28条（説明責任）
概 要	政策立案から実施，評価に至るまでの過程の市民への公表の推進

## 2 現状及び主な取組

市の最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に基づき，事務事業の計画から実施，評価までを一連の流れのなかで実施している。

各年度，予算要求と共に「中期事業計画」を策定し，それぞれ所管課等において事業計画案を策定した上，財政課の予算査定を経て，「アクションプラン」として次年度の事業計画を策定している。

その後，事業実施を経て，事業実績の報告を行うため「主要事業等の成果報告書」を作成し，それを受け，「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」における各事務事業の進捗状況，成果・効果の検証等を行うため，事務事業評価を行っている。

なお，一連の流れに伴う作成資料は，一般の閲覧に供し，かつ，ホームページでの公表を行っている。

## 3 課 題

公表方法については，一般の閲覧及びホームページでの公表を行っているが，さらに市民に分かりやすく伝えるための手法を検討する必要がある。

## 4 今後の方向性

市民に分かりやすく伝えるための情報伝達の手法を検討していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第29条（政策法務）
概 要	市民ニーズ，行政課題等への対応のための主体的な法令運用の推進

## 2 現状及び主な取組

### <職員研修の実施>

職員の法務能力の向上のため，法制総務課職員による法制執務基礎研修を実施した。平成30年度は，2日間で47人受講した。令和元年度は，24人受講予定である。また，茨城県の自治研修所が主催する「法務マスター研修」に毎年2名程度職員を派遣している。

### <弁護士による法律相談の充実>

弁護士による法解釈その他の行政に係る法律問題の相談（業務委託）を実施している。

### <例規の整備状況>

（平成30年度公布件数実績）

・ 条例：52件 ・ 規則：40件 ・ 訓令：21件 ・ 告示：120件 ・ 計：233件

（平成29年度公布件数実績）

・ 条例：26件 ・ 規則：31件 ・ 訓令：19件 ・ 告示：77件 ・ 計：153件

## 3 課 題

法制執務経験のない中間管理職が増えてきており，起案の段階で基本的なチェック機能が働いていない。また，例規整備に当たっては，技術的な面のみならず，政策法務的な視点も必要であり，その点での能力を身に着ける体制の整備が課題である。

## 4 今後の方向性

引き続き基礎的な法務能力及び政策法務能力を有する職員の育成を実施・検討していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第30条（危機管理）
概 要	危機管理体制の整備並びに地域との連携協力による「自助」「共助」の取組の推進

## 2 現状及び主な取組

地域防災計画の定期的な見直しや「避難所運営マニュアル」等の各種マニュアルを更新し、また、計画の実行性を検証するための訓練や勉強会を実施し、災害時の体制整備を図っている。また、行政の対応だけで地震や水害等の大規模災害を乗り越えることは困難であるため、地域コミュニティ協議会や自主防災組織の防災活動を推進し、市民ひとり一人の防災意識の高揚を図る。

< 防災訓練の回数及び参加者数 >

【平成29年度】 訓練回数 41回 訓練参加者 8,610人

【平成30年度】 訓練回数 35回 訓練参加者 8,135人

【令和元年度】 訓練回数 41回 訓練参加者 6,917人

< 主な取組 >

各種マニュアルの点検、コミュニティ単位の防災訓練、要支援者安否確認訓練（北文間地区）、防災士の育成・養成、自主防災組織活動の支援

## 3 課 題

各種マニュアルの更新は、危機管理課だけで遂行できる内容ではないため、災害対応を全庁的に分析・検討し、社会情勢を鑑み、適宜見直しを実施する。また、自主防災組織によって活動レベルに差が生じているため、行政から自主防災組織へのアプローチのほか、自主防災組織間の情報共有や意識変革も必要である。

## 4 今後の方向性

定期的に職員向けの勉強会や災害時の初動対応訓練等を企画し、引き続き災害時における職員の初動対応力向上を図る。また、地域コミュニティ協議会や自主防災組織向けに、防災講座の実施やマニュアルのガイドラインを明示し、地域の防災活動が活性化するように継続して働きかけを行う。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第31条（法令遵守及び公益通報）
概 要	職員の法令遵守意識の醸成及び公益通報制度の実施

## 2 現状及び主な取組

### <法令遵守>

- ・ 全職員に対し、年間を通じて服務規律の確保に係る通知により法令遵守の徹底を図っている。
- ・ コンプライアンス研修やハラスメント防止研修等の実施や各課等における不祥事防止自己チェックリストの取組により意識向上を図っている。

### <公益通報>

- ・ 平成18年に職員等による公益通報に関する規則及び事務取扱要綱を制定済み
- ・ 令和元年12月時点で通報の実績…0件

## 3 課 題

服務規律の確保や不祥事防止に向けた取組を実施しているが、近年は職務に関する不祥事が発生し、懲戒処分者が発生している。職員一人ひとりの意識向上が必要である。

## 4 今後の方向性

適正な市政運営を妨げるような違法又は不当な行為等を防止する観点から、公益通報制度の周知を図る。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追 加 ・ 改 正 ・ 削 除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第32条（組織体制）
概 要	効率的かつ機能的で相互に連携が保つことができる内部組織の編成

## 2 現状及び主な取組

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの重点目標を着実に実行するため、平成29年度一部の行政組織機構について見直しを行った。

<詳細>

- ・ 政策部門（総合政策部）と市長の直轄部門（市長公室）の事務内容を整理
- ・ 市長の特命事項等の調査研究や処理を担う部門として「市長公室」を設置
- ・ 副部長の設置：部長を補佐・部内の政策立案・庁内の横断的な業務の調整等。政策監の廃止
- ・ その他課等の名称、事務分掌等の整理、グループの統廃合

さらに、各課等における業務量調査及び事務分掌調査の結果に基づき、適正な業務量に応じた組織体制、事務分掌、人員配置等を行うため、平成30年度に行政組織機構の見直しを行った。

<詳細>

- ・ 6部等から7部等（教育委員会を含め8部等）：健康づくり推進部、産業経済部の新設、政策推進部の廃止、事務事業の整理
- ・ 教育委員会からスポーツに関する事務（学校体育及び国民体育大会に関するものを除く。）の移管
- ・ 38課等から41課等、70グループ等から79グループ等
- ・ 一部グループ等名に補助名称を付け、当該事務分掌の明確化

## 3 課 題

所管事務について、各部課間での業務量の調整の結果、本来所管すべき部署ではない部署が所管しているとの指摘がある。また、その他政策的にある業務と一体的に推進する必要性のある事務が存在しており、解消の必要性がある。

## 4 今後の方向性

事務分掌に係る調査や、業務量に係る調査を継続して行うとともに、中長期的な視点に立った組織の在り方を検討していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第33条（要望等への対応）
概 要	市政に対する要望等への適切な対応

## 2 現状及び主な取組

- ・ 新任職員に対し、接遇研修を実施
- ・ 外部機関が実施する電話対応や基礎的なビジネスマナーを学ぶ研修に参加（公募）
- ・ 市民目線の基準による「身だしなみに関するガイドライン」を策定し、服装をはじめとした身だしなみの意識向上を図った。

## 3 課 題

窓口部門に多くを占める臨時・非常勤職員（会計年度任用職員）に対する接遇向上の取組が実施できていない。

## 4 今後の方向性

会計年度任用職員を含めた全職員の接遇向上に向けた取組を検討していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第34条（国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力）
概 要	国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力の推進

## 2 現状及び主な取組

- 一部事務組合による事務の共同処理（上下水道・ごみ処理・消防救急等）や広域連合（後期高齢者医療）など，地方自治法の広域的な連携の仕組みを活用し，事務処理の効率化・質的向上を図る取組を行っている。
- 牛久市及び利根町それぞれと「公の施設相互利用に関する協定」を締結し，各自治体が持つ文化，スポーツ施設などの行政財産を相互利用することができる取組を進め，住民の利便性向上，施設の利用促進を図っている。  
※ 相互利用施設数（龍ヶ崎市：19施設，牛久市：9施設，利根町：10施設）
- 子どもの休日・夜間の急な病気に対応するため，構成6市町村（龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・河内町・阿見町・美浦村）及び小児科医配属の4か所の病院（龍ヶ崎済生会病院・東京医科大学茨城医療センター・牛久愛和総合病院・つくばセントラル病院）が連携・協力を図り，休日・夜間帯の「小児救急医療輪番制」を実施している。
- 牛久沼周辺地域の魅力向上や交流人口の拡充，さらには地域経済の活性化を図る広域的なまちづくりを推進するため，牛久沼周辺の5市1町（龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，つくばみらい市，河内町）の首長が一堂に会する「牛久沼周辺首長会議」を開催し，牛久沼の未来について情報共有・意見交換を2回実施した。

## 3 課 題

地方分権の進展や人口減少社会への対応とともに，厳しい財政状況にある中，限られた行政経営資源を基に，持続可能な行政サービスを提供するためには，国や県，他の地方公共団体との連携による広域行政のスケールメリットを活かした取組が必要である。

## 4 今後の方向性

行政課題の多様化に的確に対応していく観点から，連携すべき課題やニーズに応じて，関係自治体が一体となり，市域を越えた広域的な連携の取組や分野の枠を越えた総合的な連携の取組を創出・展開していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加・改正・削除）	<input type="checkbox"/> 必要なし
------------------	-------------------------------

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第35条（国際社会における連携及び協力）
概 要	国際社会との連携及び協力の推進

## 2 現状及び主な取組

地域の多文化共生や国際化などを推進する中心的な団体「龍ヶ崎市国際交流協会」が行う国際交流活動を支援するほか、流通経済大学と連携を図り、同大学の留学生と高校生がお互いの風習や文化について理解を深める機会を提供するなど、国際理解と国際交流の促進に努めている。

さらに、2020年オリンピック東京大会の事前キャンプの招致活動に取り組み、これまでにキューバ共和国柔道チーム、タイ王国陸上競技チーム、オセアニア地域柔道チームと基本合意書を締結し、ホストタウンとして事前キャンプの受け入れをはじめ、スポーツや文化など様々な交流を行っている。

## 3 課 題

外国人市民の増加が見込まれる中で、地域特性の把握に努めながら、将来を見据えた適切な施策を推進していく必要がある。

## 4 今後の方向性

2020年オリンピック東京大会を契機に更なる外国人との交流促進に努めるとともに、外国人市民の状況変化に柔軟に対応しながら、今後の多文化共生施策の方向性を示す指針などの策定について検討する。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒ ( 追加 ・ 改正 ・ 削除 )

必要なし

# 龍ヶ崎市まちづくり基本条例 取組状況等確認シート

## 1 龍ヶ崎市まちづくり基本条例の規定

条 項	第36条（条例の検討及び見直し）
概 要	まちづくり基本条例の検討及び見直しの実施

## 2 現状及び主な取組

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」（平成26年12月25日公布，平成27年9月1日施行）に基づき，行政運営を進めており，同条例第36条の規定に基づき，適宜の検討及び見直しを行うため，今回「龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針」（案）を策定し，その中で，各条単位での事業の進捗状況管理，課題の抽出，今後の方向性の検討及び条文修正の必要性について確認を行っている。

## 3 課 題

今回に確認において，条文修正の必要性があったものはなかったが，今後，公布・施行から年数が経過することで，時の社会情勢等とのギャップを生じる可能性があり，その際には，早急な対応が必要となる。

## 4 今後の方向性

必要に応じて，今後も「龍ヶ崎市まちづくり基本条例推進方針」（案）に基づき，確認作業を継続していくとともに，条文の修正を要する場合は，速やかに修正が行えるような体制を構築していく。

## 5 条文修正の必要性

必要あり ⇒（追加 ・ 改正 ・ 削除）

必要なし